

最新の創設状況はこちら

耐震に関する補助制度の詳細については、
下記の窓口へご相談ください。



はじめよう!お家の耐震化!!

地震から家族を守るため
鳥取県は住まいの耐震化を応援します



「市町村」制度に関するお問合せ・補助金の申請書提出先・補助制度創設状況

補助制度創設状況(令和8年4月時点)

お住まいの管轄	市町村窓口	電話番号	耐震診断		改修設計	改修・耐震・建替	住宅買取再販	売却	居室単位改修	シエルター	耐震シエルター	高齢者等特例		省エネ改修	屋根瓦			非構造部材耐震対策	ブロック塀耐震対策
			有料	無料								耐震シエルター	耐震ベッド		(基礎)耐震診断	(基礎)耐震対策	(効果促進)耐震対策		
東部地区	鳥取市 都市整備部建築指導課	0857-30-8362	●	●	●	●	-	●	-	-	-	-	-	-	●	-	-	●	
	岩美町 総務課	0857-73-1411	●	●	●	●	-	●	●	●	●	-	-	●	●	●	-	●	
	若桜町 総務課	0858-82-2211	●	●	●	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	
	智頭町 地域整備課	0858-75-4113	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	
	八頭町 総務課防災室	0858-76-0203	●	●	●	●	-	-	-	●	●	●	-	-	-	-	-	-	●
中部地区	倉吉市 建設部建築住宅課	0858-22-8175	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	-	-	●	●	-	●	
	三朝町 建設水道課	0858-43-3502	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	●	●	●	●	
	湯梨浜町 建設水道課	0858-35-5312	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	●	●	●	●	
	琴浦町 建設住宅課	0858-55-7805	●	●	●	●	-	-	●	-	●	●	-	-	-	-	-	●	
	北栄町 地域整備課	0858-37-3117	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
西部地区	米子市 都市整備部建築相談課	0859-23-5227	●	●	●	●	-	●	-	-	-	-	-	●	-	●	-	●	
	境港市 建設部建築営繕課	0859-47-1062	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	-	-	●	●	-	●	
	日吉津村 総務課防災危機管理室	0859-27-5950	●	●	●	●	-	-	●	-	●	●	-	-	-	-	-	●	
	大山町 総務課	0859-54-5201	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	●	
	南部町 総務課	0859-66-3112	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	●	
	伯耆町 総務課	0859-68-3111	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	●	●	-	●	
	日南町 総務課	0859-82-1111	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	
	日野町 建設水道課	0859-72-0350	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	-	-	-	-	●	●	
	江府町 総務課	0859-75-2211	●	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	

「県」耐震化の相談・制度に関するお問合せ先

- 〈東部地区〉 東部庁舎 東部建築住宅事務所 電話 0857-20-3648
- 〈中部地区〉 中部総合事務所 建築住宅課 電話 0858-23-3235
- 〈西部地区〉 西部総合事務所 建築住宅課 電話 0859-31-9753

「県」耐震ケースマネジメント 専門家派遣相談窓口

県が専門家をあなたのお宅へ派遣します! 申込は上記市町村窓口へ

木造住宅の耐震化を促進するため、住宅所有者のご依頼に応じて専門家(建築士、宅地建物取引士、ファイナンシャル・プランナー)を派遣し、耐震化に関する相談を無料で行います。

鳥取県生活環境部 暮らしの安心局 住宅政策課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 TEL:0857-26-7697 FAX:0857-26-8113
E-mail:jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

発行：鳥取県生活環境部 暮らしの安心局 住宅政策課

※表紙のイラストについて：日本では古くから地震の象徴のように考えられてきたナマズと、七福神の一角大漁祈願の神とも言われる恵比寿様をモチーフに、両者がうまくやっていく姿=人々が地震とうまく付き合っていく姿を象徴しています。

大地震はどこでも起きる可能性があります

○地震被害の現状

鳥取県ではこれまでに、平成12年10月の鳥取県西部地震、平成28年10月の鳥取県中部地震により多数の建物被害が発生しました。また、近年、大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、死者19,765人(令和5年3月1日現在、消防庁)、建物の全壊半壊40万戸以上と未曾有の被害をもたらしました。令和6年1月に発生した能登半島地震は死者245人、建物の全壊半壊2万7千戸以上(令和6年4月1日現在)の被害をもたらし、古い木造の住宅で特に被害が顕著で、多くの方の死因が家屋倒壊だったことが判明しており、住宅の耐震性が劣る住宅が多かったことが被害の拡大につながった可能性があります。



①鳥取地震

・昭和18年 ・住宅: 全壊7164件、半壊6,901件

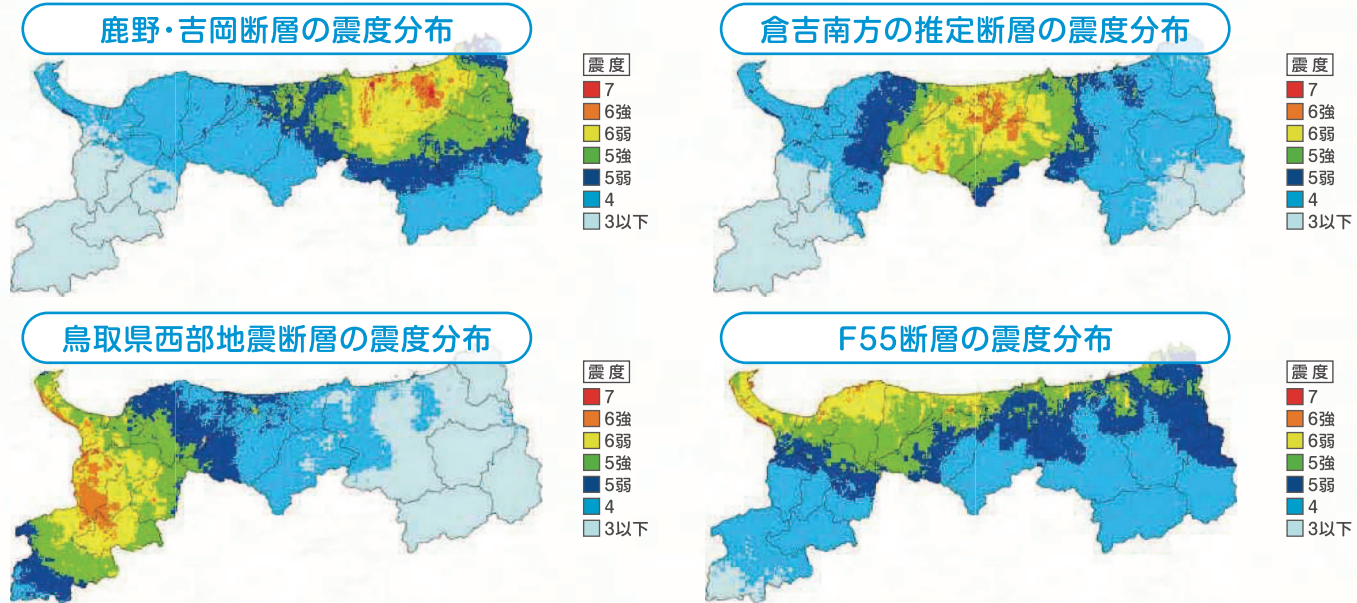
②鳥取県西部地震

・平成12年 ・住宅: 全壊391件、半壊2,472件

③鳥取県中部地震

・平成28年 ・住宅: 全壊18件、半壊290件

○鳥取県には地震を引き起こす4種類の断層があります



○鳥取県の今後の地震予測

鳥取県は、昭和18年の鳥取地震、平成12年の鳥取西部地震、平成28年の鳥取中部地震により大きな被害を受けていますが、鳥取県地震防災調査研究報告(平成30年)では、将来活動が予想され、甚大な被害を及ぼす可能性がある地震として、右の4つの地震が想定されています。

想定地震断層	マグニチュード	人的被害(人) (冬18時)		建物被害(冬18時)			生活支障 (冬18時)
		死者数	負傷者数	破損(棟)		火災	避難者(人)
鹿野・吉岡断層(東部)	7.4	790	3,500	7,700	12,000	7,200	40,000
倉吉南方の推定断層(中部)	7.3	350	1,600	4,000	6,200	1,200	14,000
鳥取県西部地震の断層(西部)	7.3	200	810	980	3,800	4,400	28,000
F55断層による地震(鳥取県沖)	8.1	70	890	500	3,800	10	19,000

出典: R元、3月改訂版鳥取県震災対策アクションプラン

地震で恐ろしいのは建物の倒壊です

○死亡原因の8割以上が建物の倒壊!

阪神・淡路大震災、能登半島地震では、犠牲者の8割以上が建築物の倒壊によるものでした。阪神・淡路大震災では亡くなった方の年齢は、高齢者が多い一方で、20代前半の若者も老朽化したアパート等の倒壊でたくさん亡くなりました。能登半島地震では、高齢化率が高く住宅耐震化が進んでいなかった地域で、築年数の古い木造住宅の1階部分が押しつぶされるような被害が多く見られ、家屋倒壊等による直接死者数は阪神・淡路大震災以降3番目に多い状況です。



住宅の耐震改修って何?

○耐震改修工事とは

自然災害(地震)で建物が倒壊するのを未然に防ぐための工事です。耐震診断の結果に基づき、どのように補強すればよいか計画を立て、改修補強工事を行います。

○新耐震・旧耐震の違いとは

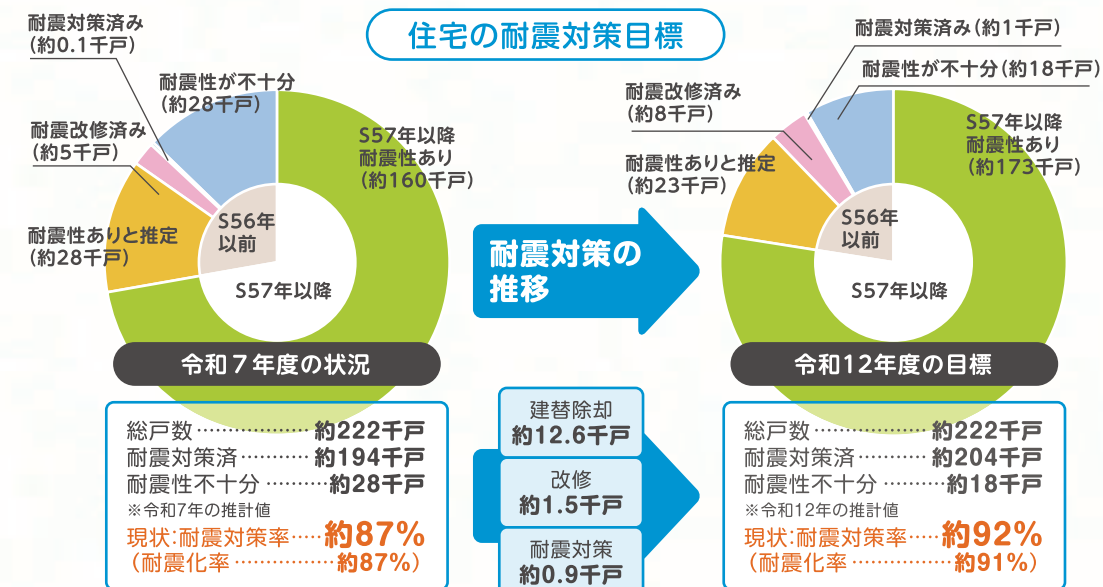
新耐震基準

1981年改正。中規模の地震(震度5強弱程度)に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震(震度6強~震度7程度)に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものです。

旧耐震基準

1950年制定。震度5強程度の地震でも倒壊しないこととし、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されています。大規模の地震に対しては、特に規定は定められておりません。

○鳥取県では、住宅の耐震対策率を推計し、5年後の目標を定めています

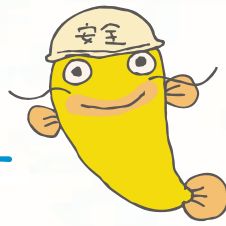


国の基本方針の改正及び令和7年度末時点における耐震化率が87%見込みである現状を踏まえ、令和12年度末の耐震対策率の目標を92%とします。

鳥取県では、地震発生時の被害を軽減するため、従来の耐震改修と併せて、減災化につながる命を守る耐震対策(段階的改修、居室単位改修、耐震シェルターの設置、耐震ベットの設置)が講じられた住宅を計上し、新たな耐震化指標として「耐震対策率」を設定しています。



耐震改修までの流れ



○耐震診断・耐震改修はこのような流れで行います

耐震診断・耐震改修設計をセットで行う場合も補助の対象になります。

Step 1 まずは

耐震診断

大地震で倒壊しない耐震性(住宅の強さ)があるか調査し、確認します。耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものは、大地震時に倒壊する可能性があると考えられています。

【診断の状況】



上部構造評価点(Iw)

=

現に住宅が保有している耐力(保有耐力)
大地震に対し住宅に必要な耐力(必要耐力)

上部構造評価点は、建物の耐震性能を評価するもので、数値によって下図のように判定されます。

耐震改修により建物の弱点を改善しましょう！

評価1.5以上

評価
1.0以上1.5未満

評価
0.7以上1.0未満

評価0.7未満

倒壊する可能性がある

倒壊する可能性が高い

専門家による診断で実施すること

[一般診断法]

一般診断法では、原則として内外装材をはがさない調査でわかる範囲の情報に基づいて診断します。

1.現地調査で安全性を確認

●外観調査や内観調査→床下点検口や天井点検口から確認●設計図書と建物の照合→増築の有無の確認●図面のない場合→平面図および耐力壁などの位置図の作成

2.調査結果に基づいて建物の構造的見地から診断

●地盤・基礎:地震時に注意すべき事項を記載●建物部分:強さ→建物の重さと壁の強さの比例判別、壁のバランス→壁の数や場所のかたよりの判別、老朽度→健全で老朽していないか、腐ったり、白蟻の被害にあっていないか判別

耐震診断に補助金制度があります。詳しくは7ページへ

Step 2 つぎに

耐震改修設計

耐震診断の結果、耐震性が所定のレベルに達していないと判断された場合には、倒壊しないようにどのように補強するか具体的に計画を立てます。そのための設計を耐震改修設計といいます。

【設計の状況】



① 耐震補強設計

1. 補強後の建物の強さ(総合評点)を決めましょう。(理想とする補強:1.5以上 最低限の補強1.0以上)
2. 補強箇所や方法を決めましょう。

② 工事見積

1. 耐震補強設計を基に工事の見積もりを書面でもらい、確認しましょう。
2. 予算を決めましょう。

耐震改修設計に補助金制度があります。詳しくは7ページへ

Step 3 最後に

耐震改修工事

耐震診断の結果に基づき補強工事を行います。

【耐震改修前】



【耐震改修後】



工事契約

1. 設計図・仕様書・見積書に自分の希望する内容や価格が示されているか確認しましょう。
2. 不明な場合は、納得がいくまで業者に説明を求めることが重要です。
3. 工事の契約は、記載内容を確認してから必ず書面で契約をしましょう。

耐震改修工事に補助金制度があります。詳しくは7ページへ

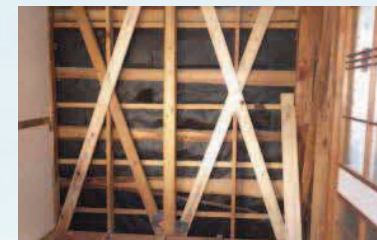
まずはどこに
お願いすれば
いいの？

木造住宅の耐震化を行う会社を登録し公表しています。耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事を依頼する際に参考にしてください。
鳥取県耐震化業者登録制度



○代表的な耐震改修工法

地震力を受け止める耐力壁を設けることは、耐震改修工事の基本的な方法です。補強方法は、筋交いや構造用合板によるのが一般的です。



【筋交い新設】

筋交いが無いなど、耐力壁が不足している場合は、耐力壁を増強します。筋交いを新設することでゆがみを防止します。



【合板貼り】

構造用合板を貼り付けることで、剛性を高めます。筋交いと併用することもできます。



【金物取付】

接合部が弱い場合、接合部を金物で補強します。地震の揺れにより、建物に変形すると、最も影響を受ける柱や梁・土台・筋交いの接合部に補強用の金物を追加します。

○耐震改修工事の事例と費用の目安

県内の耐震改修工事費の平均は265万円程度であり、補助金175万円を受けた場合、自己負担額は90万円程度となります。県内の耐震改修工事の事例を紹介するパンフレットを作成していますので、改修方法や改修費用の目安の参考としてください。

